

英国におけるカーボン・オフセットの自主規則（ A Voluntary Code of Best Practice for the provision of carbon offsetting to UK customers ）

及びこれに関するパブリックコメントの概要

1．英国におけるカーボン・オフセットの自主規則（ A Voluntary Code of Best Practice for the provision of carbon offsetting to UK customers ）の概要

（1）自主規則策定の経緯

英国政府は、以下のような考え方にに基づき、カーボン・オフセットに関する自主規則（ Code of Best Practice ）を策定することとした。

- 政府は気候変動問題について、国民が日常生活において取るべき行動やその行動による影響について、信頼でき、正確な情報を提供する必要がある。
- 日常生活から排出されるCO₂を削減する方法は、例えば、断熱材を取り付けることや公共交通機関を選択することなどにより、日常の行動を変えていくことである。しかし、排出を回避・削減する行動を取れないときや、取ることが困難なときに「オフセットする」という選択肢がある。
- カーボン・オフセットとは、あるCO₂の排出を別の排出削減活動によって埋め合わせるものであるが、気候変動問題の根本的な「対処法」ではない。カーボン・オフセットは、人々がオフセットすることにより、気候変動問題に対する認識を高めるとともに、人々の行動がもたらす気候変動問題への影響を小さくするものである。
- オフセットとは、例えば再生可能エネルギーの導入や省エネプロジェクトを通してCO₂の排出削減がなされたプロジェクトによる「炭素クレジット」を購入することである。しかし、オフセットが気候変動問題への対策となるためには、削減クレジットが検証された排出削減プロジェクトから生成されなければならない。また、消費者にとっても信頼されていることが必要である。
- 自主的規則を策定する目的は、新興市場であるカーボン・オフセットに対する消費者の信頼を確保し、その信頼を基にオフセット市場を継続的に成長させることである。本規則は自主的なものであり、オフセット提供者は自己のオフセット商品について、本規則に則り認証を受けるかどうか判断することができる。

（2）自主規則を策定する目的

英国の自主規則を策定する目的は以下の4点である。

消費者に対し、カーボン・オフセットや地球温暖化に対処するための役割を教育するため

カーボン・オフセットプロジェクト（VERを含めて）について、購入者からの信頼性を高めるため

英国内のカーボン・オフセット用のクレジット（Offsets）プロバイダーに対して、クレジットの質についての指針を提供するため

京都議定書の目標達成との関連を整理すること、また世界的なカーボン・マーケットの発展への戦略的な取組のため

（3）自主規則の内容

自主規則は以下の項目を含むことを想定している。

クレジット（Offsets）購入者の排出量に対して、クレジットの使用方法等を提示すること

オフセットの対象となる排出量の精度の高い計算方法を提示すること

クレジットを生成するプロジェクト・価格設定について透明性の高い情報を提供すること

クレジットのタイムスケール（キャンセルする際の期限等）を提示すること

企業が商品やサービスを販売する際、できるだけオフセット商品が選択されるよう、消費者の購入を促進すべきこと

（4）英国の Code 策定までのスケジュール

- 2007年1月18日 パブリックコメントの募集開始
- 2007年4月13日 パブリックコメントの募集終了
- 2007年7月 パブリックコメントの分析データの公表
- 2007年末まで パブリックコメントを踏まえた Code の公表

2．自主的規則の論点およびパブリックコメントの結果

パブリックコメントを募集した結果、166 のコメントが寄せられた。コメント提供者の内訳は下記のとおりである。

| コメント提供者 | 比率（件数） |
|--------------------|----------|
| クレジットプロバイダー | 16%（27件） |
| カーボン・オフセット関連業種 | 37%（62件） |
| 航空業界 | 8%（13件） |
| NGO 団体等 | 23%（38件） |
| 消費者団体 | 5%（9件） |
| 個人 | 5%（9件） |
| その他（公共団体および学術組織など） | 10%（17件） |

また、各設問へのパブリックコメントの結果は以下のとおりだった。

(1) 法的拘束力について

1. カーボン・オフセットに関して、英国政府は将来的に法的拘束力のある自主規則を制定すべきか。

| 結果 | 割合 |
|----------------|-----|
| 賛成（法的拘束力が必要） | 92% |
| 反対（法的拘束力は必要ない） | 8% |

* 166 件のコメントのうち、155 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント：クレジットプロバイダーからは、柔軟な活動が難しくなる
として反対意見が多数だった。NGO 団体からは、オフセットすれば排出を容認
することになるので、カーボン・オフセットを公認することに反対の意見が
あった。

(2) Offsets の品質について

2. Code に即したオフセットについては品質マークの導入を考えているが、品質マークの付与はオフセット商品のみ認めべきか、企業自身が自己の排出をオフセットした場合にも品質マークの付与を認めるべきか。

| 結果 | 割合 |
|---------------------|-----|
| 品質マークの付与は商品にのみ認めるべき | 90% |

* 166 件のコメントのうち、98 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント：企業が自己の排出をオフセットした場合にも品質マークを付与すべきとの意見があった。

3. 英国政府は、透明性があり信頼性の高い CER、EUA、もしくは ERU をクレジットとして考えているが、カーボン・オフセットにおけるクレジットには簡易的なもの（VER）も含めるべきか。

| 結果 | 割合 |
|---------------------------|-----|
| 京都クレジット（CER+ERU）に限定 | 25% |
| 京都クレジット（CER+ERU）+EUA に限定 | 8% |
| CER+EUA（ただし ERU は認めない）に限定 | 9% |
| EUA に限定 | 6% |
| 複合型（Combination）を推奨 | 18% |
| 新しいクレジットの構築を要望 | 6% |
| いずれのクレジットも除外すべきと回答 | 35% |

* 166 件のコメントのうち、149 件がこの設問について解答を寄せた。（複数回答有）

その他コメント：VER を何らかの方法で認めるべきとの意見が寄せられた。
良質な VER への対処方法について、議論する必要性が認められた。一方、VER は価格が安いことから、VER を導入することで「安価で排出量をオフセットできる」という考え方が広がることへ懸念が寄せられた。

(3) 排出量の算定方法について

4. 家庭内および移動（自動車利用など）等による排出量を算出する手段として、政府がデータベース化したものを元にした Calculator を用いることに問題はあるか。

| 結果 | 割合 |
|--------------|-----|
| データベースの利用に賛成 | 79% |
| データベースの利用に反対 | 10% |

* 166 件のコメントのうち、125 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント：排出量の算出について正当性が高まるので賛成であるという意見があった。また、個人単位の排出量を算定するのは困難であることから、そうした方法の効果について懸念が寄せられた。

(4) 消費者への説明責任について

5. カーボン・オフセット用のクレジットについて、下記に示すクレジットについての説明事項は購入者に入手可能であるべきか。
- ✓ 明確かつ簡単なオフセット用クレジットについての説明(なぜクレジットの購入がカーボン・オフセットに繋がるか)
 - ✓ エネルギー消費の削減の重要性など気候変動への取り組み情報(加えて、こうした情報は誰が発信するべきか)
 - ✓ クレジットの元となるメカニズム(例えば CDM)についての説明
 - ✓ オフセット用のクレジットの発行元となるプロジェクトの詳細(プロジェクトの実施場所、内容など)
 - ✓ カーボン・オフセット用のクレジットの発行状況(ポートフォリオのうち、どの部分が対象なのか)
 - ✓ カーボン・オフセット用のクレジットの購入およびキャンセルについての情報

| 結果 | 割合 |
|----------------|-----|
| 全ての説明事項の表示に賛成 | 74% |
| 全ての説明事項の表示に否定的 | 1% |
| その他(部分的に否定的) | 25% |

* 166 件のコメントのうち、98 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント： クレジットについての説明を追加すると、その分だけクレジットの価格が高くなり問題であるとの意見が寄せられた。

6. カーボン・オフセット用クレジットの購入者が、クレジットの発行元のプロジェクトを選択できるようにするべきか（投資先を指定できるようにするべきか）

| 結果 | 割合 |
|-----------------|-----|
| プロジェクトの選択に賛成 | 53% |
| プロジェクトの選択に条件付賛成 | 24% |
| プロジェクトの選択に否定的 | 33% |

* 166 件のコメントのうち、87 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント： 同じ削減量でも、プロジェクトのタイプにより需要が集中し「プロジェクトの選択を『強制的』にすべきではない」との意見があった。また「プロジェクトの選択は一般の人にとっては難しいため、選択可能にする場合は選択基準を明記するなどの方法が必要」などの意見が寄せられた。

7. クレジットの購入およびキャンセル時における証明書の発行等はどうするか（書面もしくは E-mail か）

| 結果 | 割合 |
|------------|-----|
| 証明書の発行に賛成 | 87% |
| 証明書の発行に否定的 | - |

* 166 件のコメントのうち、84 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント： 消費者団体や NGO は証明書の発行に強く賛成した。また、証明書の発行によりコストが高くなりクレジットの価格が上昇することへの懸念が寄せられた。

8. カーボン・オフセット用のクレジットの価格について、内訳が消費者に提供されるべきか。

| 結果 | 割合 |
|----------|-----|
| 内訳の表示に賛成 | 81% |
| 内訳の表示の反対 | 19% |

* 166 件のコメントのうち、102 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント： 内訳の表示はクレジットプロバイダーの判断によるとの意見があった。また、英国では電力やガス料金の内訳が求められておらず、同じ

ようにオフセット用のクレジットへの内訳表示も強制すべきではないとの意見があった。

(5) カーボン・オフセットの運営その他について

9. カーボン・オフセットに関する規則の執行団体 (Administrator) の運営資金は、品質マークの認可代金および品質マーク使用の年会費により調達すべきか。

| 結果 | 割合 |
|---------------------------------|-----|
| 運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに賛成 | 45% |
| 運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに条件付き賛成 | 33% |
| 運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに反対 | 21% |

* 166 件のコメントのうち、78 件がこの設問について解答を寄せた。

その他コメント： 執行団体の運営について、高い透明性が求められるとの意見があった。

以 上